このような豊かな生物多様性に根ざした地域固有の自然環境や生活文化は、それ自体がエコツーリズムの題材として大きな観光的価値を持っています。その利用に当たっては、順応的管理を基本とし、本来の価値を損なわないよう十分配慮を行うとともに、積極的に保護・育成の方策を講ずることなどによって、その価値を更に高めるような取組も必要となります。特に、湿原、高山植生など脆弱性の高い自然の地域においては、必要に応じて利用者数の制限を行うなどの利用調整を行うとともに、地域の宝探しなどを通じて、新たな自然観光資源を発見・創出することによって、特定の地域に利用が集中しないような配慮も必要となります。

また、人間活動の活発化に伴って、野生生物の本来の移動能力を超えて、意図的又は非意図的に国外や国内の他の地域から導入される外来種によって、地域固有の生物相や生態系に悪影響を与えないよう配慮することも重要です。外来種による影響は、生態系や種レベルにとどまらず、観光資源として同じ種であっても遺伝的特性の異なる他の地域のメダカやホタルを放つことなどによって生じる遺伝子レベルでの撹乱にも留意する必要があります。

一方、人との関わりの中で維持されてきた里地里山、里海など自然に対する人間の働きかけが縮小することによって生物多様性が劣化している地域においては、自然観光資源等の維持管理や再生に向けた活動をプログラムに組み込むなどエコツーリズムの活用によって生物多様性の回復も期待されます。

観光旅行者は、プログラムでの体験を通じて地域の自然に対する理解が深まるとともに、環境保全に対する意識が啓発され、日常の生活の場においても、環境保全に配慮した行動を取ることや、地球環境を意識するようになることが期待されます。また、地域においては、観光旅行者との交流などを通じて、地域の人々がその自然の価値に気付き、保全活動などに積極的に参加する効果が期待されます。

このような地域が主体となって資源を持続的に利用し管理する取組を通じて、地域のブランド力が高められ、集客力の更なる向上につながるといった相乗効果が期待されます。

2　普及啓発の推進

政府は、エコツーリズムの実施状況などに関する情報の収集、整理、分析を進めるとともに、観光圏の形成、農山漁村の活性化、環境教育及び生涯学習など各種関連施策とも有機的な連携を図りつつ、観光旅行者、特定事業者、地方公共団体などに対し、各主体に応じた積極的かつ効果的な情報提供を行います。

地方公共団体に対しては、エコツーリズムが自然的経済的社会的条件によって、その導入手法や効果などが異なることを踏まえ、他地域における取組事例などに関する情報提供や情報交換の場の提供を進めます。

観光旅行者に対しては、エコツアーへの参加を促進するため、各地で実施されているガイダンス及びプログラムに関する情報やエコツアーの楽しさ、参加することの効用などについて、各種媒体を活用して情報提供を行うとともに、特定事業者に対しては、ガイダンスの質の向上などを目的として、各地でのガイダンス事例などの情報提供に、協議会に対しては、地域における自然観光資源の持続可能かつ効果的なモニタリングの実施に向けて、海外を含む各地でのモニタリング事例などの情報提供に努めます。

また、都道府県及び市町村は、エコツーリズムが地域の生物多様性保全、観光振興、地域振興及び環境教育の推進や地域の課題解決などに寄与するものであることを踏まえ、関係部局が横断的に連携及び協力して、観光旅行者、特定事業者、地域住民などに対して、積極的かつ効果的にその周知に努めることが望まれます。

3　子どもの視点に立った継続的な取組の推進

地域においてエコツーリズムの取組を継続的に推進していくためには、プログラムの企画・運営に当たって,「子ども」を対象とした視点が重要となります。このことは、プログラムへの参加の潜在ニーズが、家族連れにおいて大きいことに加え、子どもの頃から自然とふれあうことで大人になってからもエコツーリズムへの継続的な参加が見込まれるなど、将来にわたってのニーズの発掘にもつながります。

また、推進地域においては、宝探しやプログラムづくりなどに地域の子どもたちが主体的に関わっていくことも重要です。子どもたちが主体的に関わることで、家族など大人の興味・関心につながり、結果として地域が一体となった取組への発展が期待されるとともに、子どもたちが地域の自然への理解を深め、地域に対して愛着を持つことで、将来的な地域の後継者づくりにもつながることが期待されます。

これらの取組を進めていくに当たっては、学校教育との連携も必要です。小中学生や高校生の農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」では、受入現場におけるエコツーリズム関係者の関わりも期待されており、今後、関連施策との連携強化を図っていきます。

4　技術的助言

環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省は、基本理念における自然環境の保全、観光振興、地域振興及び環境教育の場としての活用などの観点から、推進地域などにおける自然情報や社会情報、他地域におけるエコツーリズムの取組事例、ノウハウ、他法令及び関連施策との関係などを踏まえ、市町村や協議会に対して必要な技術的助言を行います。

都道府県は、推進地域などにおける広域かつ詳細な自然的経済的社会的情報を有しており、それらの情報提供や、条例や関連施策との関係、隣接地域との調整などについて、市町村や協議会に対してきめ細かな技術的助言を行うことが期待されます。

5　エコツーリズムの推進体制

環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省は、各地の協議会において、法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興及び環境教育の場としての活用に基づき、その活動が調和を保ちつつ進められているかを把握するとともに、国の責務であるエコツーリズムに関する広報活動などを連携して積極的に進めます。このため、４省を中心にした「エコツーリズム推進連絡会議」での連絡調整などを通じ、他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ります。また、エコツーリズム推進連絡会議では、必要に応じてエコツーリズムの適正な推進などに関して有識者などから助言を受けます。

政府は、地方公共団体の担当者を対象として開催する会議などを活用して、地方公共団体と緊密な情報交換を行い、推進地域などが抱える課題などを適切に把握するとともに、その結果を施策に反映させるなど地方公共団体との連携の一層の強化を図ります。

市町村は、エコツーリズムを推進しようとする地域の自然的経済的社会的条件などを踏まえ、あらかじめ都道府県及び周辺市町村の意見を聴くことなどにより、都道府県及び関係市町村との連絡調整などを円滑に行うことができるよう努めることが望まれます。

都道府県は、技術的助言や関係市町村などとの連絡調整を始めエコツーリズムの推進に関する市町村の取組を積極的に支援していくことが望まれます。

また、地方公共団体内でも、環境部局及び観光部局を始め、農林水産、教育、交通など関連部局間の横断的な連携が図られることが望まれます。

その他告示

○外務省告示第百三十六号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和八年四月十四日

外務大臣　茂木　敏充

記

一　在名古屋中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	令和八年五月一日から令和九年五月一日まで	
地域	名古屋市東区	泉一丁目（十八番から二十一番まで） 泉二丁目（十九番から二十九番まで） 泉三丁目（十九番から三十一番まで） 東桜一丁目（四番から八番まで、十三番及び十四番） 東桜二丁目（一番から十七番まで）
	道路の側端の一部分の区間及びこれに接続する道路の側端のうち当該区間に係る区域に含まれる道路の区域に区間に係る区域に含まれる道路の側端のうち当該区間に係る区域に含まれない道路の側端の一部分の区間との間に交通上の支障がないと認められる程度の差異がある点。	